

【通関ビジネス実務ベーシックマニュアル<第2版>をご利用の皆様へ】

本テキストにつき、次の訂正箇所がございますので、大変申し訳ありませんがご訂正願います。

ページ	該当箇所	誤	正
30	Lesson8 タイトル	他法令と輸入申告	他法令と輸出申告
38	輸出貿易管理令別 表2に掲げる貨物 上から2行目	オゾン層を破壊する物質に関するモン トリオール議定書付属書に掲げる物品 (全世界)	オゾン層を破壊する物質に関するモン トリオール議定書付属書に掲げる物品 (全地域)
47	図表13-1 タイトル	認定手続の開始(輸出の場合)	認定手続の開始 ※(輸出の場合)を削除
47	図表13-1の 下から一行目	特許権、実用新案権、意匠権や不正競 争防止法に規定する営業秘密侵害物品 以外の侵害疑義貨物について	知的財産権の侵害疑義貨物について
68	図表20-2 延滞税の計算	法定納期限までに納付されていない 関税額(千円未満切捨)	法定納期限までに納付されていない 関税額(一万円未満切捨)
118	■基本的な課税価 格の計算②イ	イ 契約金額(FOB価格)	イ 契約金額
119	■基本的な課税価 格の計算② (解説)③	③Xの工場から本邦に到着するまでの 海上保険料 80,000円	③Xの工場から本邦に到着するまでの 海上保険料 80,000円加算
124	■関税の計算 計算式	126,000(千円未満切捨) × 7.5% =9450円	126,000円(千円未満切捨) × 7.5% =9450円
131	上から4行目	無条件免税の対象になるサンプルは、 見本、～	無条件免税の対象になるサンプルは、 ～
133	Exercise35① 3行目	関税を徴収される。	関税が徴収される。
133	Answer① 4行目	～免税された関税を徴収されること ありません。	～免税された関税が徴収されること ありません。
138	■変質、損傷した 場合の戻し税(関 税定率法10条) 上から3行目	～貨物の経済価値が減少すること です。	～貨物の経済的価値が減少すること です。

142	■予備申告の意義 上から 1 行目、 上から 5 行目	上から 1 行目：～、区分 1 (簡易審査扱い：検査不要) 上から 5 行目：検査不要あるいは、～	上から 1 行目：～、区分 1 (簡易審査扱い：検査) 上から 5 行目：検査あるいは、～
143	■NACCS の使用 上から 3 行目	ただし、到着即時輸入申告扱いの～	ただし、到着即時輸入許可扱いの～
143	Exercise40② 1 行目	輸入貨物につき到着即時輸入申告扱いを～	輸入貨物につき到着即時輸入許可扱いを～
143	Answer② 1 行目	到着即時輸入申告扱いを～	到着即時輸入許可扱いを～
170	図表 47-5 (1)、(2)	(1) CAF (Currency Adjustment Surcharge) (2) BAF (Bunker Adjustment Surcharge)	(1) CAF (Currency Adjustment Factor) (2) BAF (Bunker Adjustment Factor)
174	Exercise48 ②2 行目	～仕組みをハブアンドスポーク (Hub and Spoke) という。	～仕組みをハブ・アンド・スポーク (Hub and Spoke) という。
175	Answer ②2 行目	～仕組みをハブアンドスポーク (Hub and Spoke) といいます。	～仕組みをハブ・アンド・スポーク (Hub and Spoke) といいます。
210	■特恵受益国と特別特恵受益国 <u>B.特別特恵受益国</u> 下から二行目	特別特恵受益国の原産品を輸入する場合、すべて税率は、無税になります。	特別特恵受益国の原産品を輸入する場合、特別特恵関税例外品目 (暫定措置法別表 5) 以外の物品について、すべて税率は、無税になります。
211	C.運送要件証明書 ①1 行目	～本邦へ運送される場合で、非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の扱いがされなかつた場合は、～	～本邦へ運送される場合は、～
212	Answer ③1 行目	～課税価格の総額が 20 万円である場合は、～	～課税価格の総額が 20 万円以下である場合は、～
259	英数字索引 B	BAF (Bunker Adjustment Surcharge)	BAF (Bunker Adjustment Factor)
259	英数字索引 C	CAF (Currency Adjustment Surcharge)	CAF (Currency Adjustment Factor)